

奈良県告示第三百三十八号

奈良県社会福祉総合センター条例（平成五年十月奈良県条例第十号）第七条第四項の規定により、奈良県社会福祉総合センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定管理者となる団体

奈良いきいきプロジェクト 代表企業 兵庫県神戸市中央区海岸通六番地 国際ラ
イフパートナー株式会社 代表取締役 徳田英治

二 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで